



5 相南協発第 8 8 号
令和 5 年 1 1 月 9 日

(公社) 宅建協会 相模南支部
会 員 各 位

(公社) 宅建協会 相模南支部
支 部 長 松元 定示
研修相談委員長 細谷 輝
[印章省略]

相談事業に関する研修会の開催について

拝啓 初冬の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では、不動産関係のトラブルを未然に防ぐとともに安心・安全な取引の実現を目的として、本部の中央無料相談所のほか、各所相談所で会員の皆様をはじめ、消費者の方々からの相談にお応えしています。

昨年度の研修会に引き続き、今年度も当支部顧問弁護士と司法書士に来会願ひ、下記の内容で研修会を開催致します。

伊藤弁護士には相隣関係規定改正、及び令和 6 年 4 月 1 日より施行される障害者差別解消法の改正により合理的配慮が努力義務から義務化となるため、不動産業者としての対応等をご講義いただき、井口司法書士には不動産の相続などに関連する相談事例を 1 2 例想定し、その回答を解説いただきます。どちらも不動産業には必要不可欠な知識となるため、是非ご参加下さいませようご案内致します。

また、研修会終了後に伊藤弁護士と井口司法書士を囲んで懇親会を開催しますのであわせてご参加をお願い申し上げます。

なお、この研修会は、本会の目的である宅地建物の流通の円滑化を図り、以て公共の福祉の増進に寄与するためのテーマとして実施します。 敬具

記

日 時： 令和 5 年 1 2 月 4 日 (月) 午後 2 時～4 時 3 0 分

場 所： ユニコムプラザさがみはら セミナールーム 2
相模原市南区相模大野 3-3-2 bono 相模大野サウスモール 3 階

内 容： 1. 講師：伊藤信吾 弁護士 ①相隣関係規定の改正 ②障害者差別解消法の改正による合理的配慮の提供の義務化

2. 講師：井口 学 司法書士 ①相続に関連する相談事例

※事前質問を受け付けます。質問される方は 1 1 月 2 7 日(月)までに事務局にご提出ください。
(フリーフォーマット)

※研修会終了後に、顧問弁護士、司法書士を囲んで懇親会を開催します。

時間： 1 7 時～ 場所：鳥海山 相模大野店(南区相模大野 3-23-2) 会費：2,500 円(当日集金)

参加ご希望の方は下記にご記入の上、1 1 月 3 0 日(木)までに F A X 又は e-mail でお申込み下さい。
事務局 FAX：0 4 2 - 7 4 9 - 1 9 6 5 e-mail：shibu@takken-sagami.or.jp

貴社名	参加者氏名	研修会	懇親会
		出席・欠席	出席・欠席